

名古屋市告示第475号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 9月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
岡山クリニック	名古屋市熱田区白鳥一丁目 6番 9号	令和 7年 6月22日
福島皮フ科	名古屋市守山区白山三丁目 203番地	令和 7年 6月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
岡山クリニック	名古屋市熱田区白鳥一丁目 6番 9号	令和 7年

		6月22日
福島皮フ科	名古屋市守山区白山三丁目 203番地	令和 7年 6月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
岡山クリニック	名古屋市熱田区白鳥一丁目 6番 9号	令和 7年 6月22日
福島皮フ科	名古屋市守山区白山三丁目 203番地	令和 7年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課